

令和5年2月28日

主文

- 1 後記「事実」欄の第2の2(2)記載の原処分を取消す。
- 2 請求人のその余の再審査請求を却下する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、

- ① 下記第2の2(2)記載の原処分を取消し、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求める
 - ② 請求人が保険者に対して、請求人の下記第2の2(1)記載の裁定請求にかかる障害状態認定調書につき、保有個人情報の開示請求を行った際に要した費用について、保険者の負担を求める
- ということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、初診日が平成○年○月○日(厚生年金保険の被保険者であった間)であるとする妄想性障害(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、事後重症による請求として障害給付の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、請求人の本件傷病に係る初診日が同日であることを認めることができないとして、障害給付の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。なお、請求人は、再審査請求において予備的に、初診日は、「平成○年○月」あるいは「高校生の頃(20歳前)」であるとの主張を

追加した。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、初診日が平成○年○月○日であると主張する本件傷病により障害の状態にあるとして、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として障害給付の裁定を請求した。請求人は、その際、「初診日に関する申立書」を提出し(その内容は、本裁決書に添付した別紙1-1記載のとおり。)、本件傷病の初診日は、a病院の初診日である平成○年○月○日であることの理由を申し立てた。
- (2) 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(妄想性障害)の初診日が平成○年○月○日(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを認めることができないとの理由により、上記(1)の裁定請求を却下する旨の処分(原処分)をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 初診日に関する当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 初診日に関する問題点

- 1 事後重症請求による障害厚生年金の支給を受けるためには、① 障害の原因となった傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において厚生年金保険の被保険者であること、② 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、

又は、当該初診日の属する月の前々々までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること（以下、この②の要件を「保険料納付要件」という。）、そして、③ 裁定請求日当時におけるその傷病による障害の状態が、厚生年金保険法施行令別表第1に定める程度以上に該当していることが必要とされている。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。

- 2 本件の場合、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由により原処分を行ったのに対し、請求人は主位的に、請求人の本件傷病に係る初診日は、請求人がa病院に初めて受診した平成○年○月○日（厚生年金保険の被保険者の間）である旨主張し、それを前提とする障害給付の支給を求めているのであるから、本件の主な問題点は、請求人のこの主張に理由があるかどうかであり（なお、請求人が、本件傷病と因果関係のある精神疾患にてa病院に初めて受診したのが平成○年○月○日であることについては、当事者間に争いがない。）、次に、請求人の予備的主張に理由があるかどうかである。

第2 当審査会の判断 （初診日について）

- 1 初診日に関する証明資料は、国年法及び厚年法が、発病又は受傷の日ではなく、初診日を障害給付の受給権発生基準となる日と定めている趣旨からいって、直接診療に関与した医師（歯科医師を含む。）、若しくは医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料（以下「初診日認定適格資料」という。）でなければならないと解するのが相当である。

また、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するもの

とされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考ええるものである。そして、認定基準は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としている。この点、障害の原因となった傷病の前に、その傷病と相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日と解するのが相当である。

2 「略」

- 3(1) 請求人は、請求人の本件傷病にかかる初診日は、a病院の初診日である平成○年○月○日であると主張し、本件診断書や本件受診状況等証明書及び本件予診表にそれぞれ、請求人が初めて精神科に受診した時期につき、「平成○年○月」頃であるかのような記載（以下「本件記載」という。）がされている理由については、下記のように主張する。

① 本件診断書の本件記載は、請求人代理人が、b病院の医師に対して本件診断書作成を依頼した際に、a病院の本件受診状況等証明書を添付したため、同病院の医師が同受診状況等証明書の記載内容に基づいて記載したのであり、同病院の医師が請求人に直接問診したりあるいは、他の診断書等に基づいて記載したのではない。

② 本件受診状況等証明書の本件記載は、請求人が本件予診表に記入した本件記載に基づくものであり、a病院の医師が請求人に対して直接問診したり、同病院の外來診療録の記載に基づくものではない。

③ しかしながら、請求人が平成○年○月頃に精神科を受診したことはなく、それにもかかわらず、本件予診

表に「平成○年○月頃」と記入した理由は、「平成○年○月」が二人目の子供が死産し、c病院(○○市)に入院した時期であり、当時うつ状態になったため、その頃に「発病」という意味で本件記載をしたのであるが、精神科や心療内科を受診したのではない。

- (2) そこで検討するに、仮に、請求人が平成○年○月頃に精神科に受診した経験があるのであれば、請求人はその旨をb病院や、a病院の医師や看護師に説明していたであろうし、そうだとすれば、b病院の患者診療録及びa病院の外來診療録にはその旨が記載がなされてしかるべきであろうが、そのような記載は一切なく、その他の資料にも、その頃の受診をうかがわせる記載は全くない。

そうすると、本件診断書及び本件受診状況等証明書に本件記載のあるのは、請求人主張のとおり(上記①、②)、本件予診表の本件記載によるのであり、医師による請求人への直接の問診やその他の診断書等に基づくものではなかったと認めるのが相当である。また、請求人主張の上記本件予診表に本件記載をした理由についての説明は(上記③)、上記患者診療録等に平成○年○月頃の記載が全くないことに照らすとあながち不合理とはいえない。

そうだとすると、本件予診表に「平成○年○月」との記載があり、それに基づき本件受診状況等証明書及び本件診断書にも同様の記載がされたからといって、これらによって、請求人が平成○年○月頃に精神科を受診したと認定することは困難であるし、上記資料のほかに、請求人が平成○年○月○日よりも前に、精神科を受診したと認定できる資料は存在しない。したがって、請求人の本件傷病による初診日は、請求人がa病院に初めて受診した平成○年○月○日と認めるのが相当である。そして、本件記録によれば、認定した

本件傷病の初診日(平成○年○月○日)において、請求人は、厚生年金保険の被保険者であり、同初診日の前日において、所定の保険料納付要件を満たしていることが認められる。

- 4 そうすると、当審査会の上記判断と趣旨を異にする原処分は妥当でないからこれを取り消すこととする。保険者は、請求人の本件傷病による障害の程度について判断すべきである。

(認定調書開示請求の費用負担について)

再審査請求の対象となるのは、被保険者の資格に対する処分、標準報酬に関する処分、給付に対する処分(裁定、額改定処分、支給停止処分、不支給処分等)、保険料その他の徴収金に関する処分などの「処分」であるが(国年法第101条、厚年法第90条、第91条、健康保険法第189条)、請求人が本件で求めているのは、個人情報開示の際に要した費用を保険者において負担せよということであって、「処分」に対する不服ではなく、当審査会の審査の対象ではなく不適法なものである、却下を免れない(社会保険審査官及び社会保険審査会法第44条、第6条)。

第3 結論

以上のとおりであるので、原処分は妥当でないから取り消すこととし、請求人が認定調書開示請求の費用負担を求める請求については却下することとして、主文のとおり裁決する。